

所得税と市民税・県民税 確定申告が始まっています

日時、会場等を確認し、必ず期限内に申告をしてください。

早めの準備で期限内に

問い合わせ先

- 所得税について 成田税務署 ☎ (28) 5151
- 市民税・県民税について 課税課 ☎ (93) 0443

確定申告は国税庁ホームページを利用すると便利！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書等が作成できる便利なシステムです。新型コロナウイルス対策としてもご活用ください。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Taxを利用して送信できます。なお、確定申告書は、お手持ちのタブレットやスマートフォンでも作成できます。

また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

☎ 成田税務署 ☎ (28) 5151

金額を入力するだけで
申告書などが自動で作成！



国税庁ホームページ

確定申告が必要な人

【主な例】

- 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 給与以外の所得が20万円を超える人
- 2か所以上から給与を受給している人
- 公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人

主な例に該当せず、所得税の確定申告書の提出が不要な人でも、市民税・県民税の申告は必要になる場合があります。市民税・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれている社会保険料など以外の控除内容が市では把握できないため、市民税・県民税が高くなる可能性があります。このため、生命保険料や医療費などの支払・扶養控除などを追加することで、市民税・県民税額を抑えることができます。

市役所で受け付けられない相談

確定申告のうち、次の相談は市で受け付けることができません。
イオンモール成田で相談してください。

- 令和2年分以前の申告（過年分）
- 住宅借入金等特別控除（初めて受ける人、連帯債務のある人）の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告 ○ 配当所得の申告
- 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
- 災害の控除（台風災害などに係る雑損控除なども含む）の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告（亡くなった人の申告）
- ※ 上記の場合以外でも、内容によってイオンモール成田を案内することがあります。

医療費控除を受けるためには

平成29年度の税制改正で、医療費控除または医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。なお、領収書は提出を求められることがありますので5年間保管する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）
※ 医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。（医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）
【注意】
平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示にすることもできます。

平成28年分以降の申告は、マイナンバーが必要です



本人確認書類の例

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。
- ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

イオンモール成田 2階イオンホール
＜成田市ウイング土屋＞

所得税 申告受付・相談

3/15（火）まで（土・日曜日、祝日を除く）

9：00～16：00
（提出のみは17：00まで）

○ 申告書作成会場（イオンモール成田「イオンホール」）では、次の手続き等は行っておりませんので、直接税務署へご来署ください。

- ・ 相続税の相談
- ・ 国税の納付
- ・ 納税証明書の請求、発行・申告書の閲覧サービス
- ・ 開示請求

！ 入場時のお願い

- 9：00～10：00までは、立体駐車場3階の連絡通路を通りモール2階C入口から入ってください。
- 税務署内に申告書作成会場はありませんので、ご了承ください。

**入場整理券はLINEアプリで
事前に入手すると便利です！**

入場には「入場整理券」が必要です。また、**入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。**国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

国税庁LINE公式アカウント

すこやかセンター 2階会議室1
（昨年と会場が異なります）

	所得税 確定申告等 受付・相談	市民税 ・ 県民税 申告受付・ 相談
3/15（火）まで（土・日曜日、祝日を除く）		
受付時間	8：30～正午/ 13：00～15：30	9：00～正午/ 13：00～16：00
相談時間	9：00～正午/ 13：00～16：00	

成田税務署＜成田市加良部 1-15＞

所得税 申告受付・相談

3/16（水）～（土・日曜日、祝日を除く）
※ 作成済みの申告書は1階総合窓口で受付しています。

8：30～17：00

■ 郵送提出の場合 封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送してください。
〒286-8501 成田市加良部 1-15 成田税務署宛て

※ 確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒（住所・氏名を必ず記入）を同封してください。

所得税 確定申告等受付・相談

！ 来庁時のお願い

収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。書類が整っていないと受付できない場合があります。

当日8：20時点で抽選制

- 所得税の確定申告相談受付の順番は、当日の8：20の時点で複数の来場者がいた場合は、「抽選」を行い、決定します。抽選前の来場の順番は関係ありません。防犯の面からも、早朝からのご来場は控えていただきますようお願いいたします。相談開始目安時間は、会場に掲示します。時間によっては一時帰宅も可能です。抽選後（8：30以降）に制限人数に達しない場合は、そこから受付時間内での先着順とします。
- 申告相談の受付は、午前40人・午後40人の人数制限を行っています。午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。